

山梨県警察本部訓令第9号

山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月1日

山梨県警察本部長 大窪 雅彦

山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年山梨県警察本部訓令第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次のようにするものとする。

（1）～（3） 略
2～6 略

（通知の方法）

第7条 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第2号の通知は、警察本部長が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した第1号様式の書面により行うものとする。
2 前項の通知を書面により行う場合には、当該通知は、当該特定秘密である情報を取り扱う者に当該書面を供覧させるることにより行うものとする。

（周知の方法）

第8条 法第5条第2項の通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した第2号様式の書面に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。
2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第9条 令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した第3号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。
2 令第8条第1号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間の延長がされた旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を第4号様式の書面に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第10条 略

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第11条 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
（1）～（3） 略
2 略
3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した第5号様式の書面により行うものとする。

に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次のようにするものとする。

（1）～（3） 略
2～6 略

（通知の方法）

第7条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第2号の通知は、警察本部長が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した第1号様式の書面により行うものとする。
2 前項の通知は、当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）により行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第8条 法第5条第2項の通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した第2号様式の書面に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）により行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。
2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に同項の書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第9条 令第13条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した第3号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、この場合に準用する。
2 令第9条第1号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間の延長がされた旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を第4号様式の書面に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）により行うものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第10条 略

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第11条 全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
（1）～（3） 略
2 略
3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した第5号様式の書面により行うものとする。

において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。
4 令第7条第1項第2号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間が満了したとおり、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の解除に伴う措置）
第12条 前条第1項及び第2項の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合は、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第7号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。
3 令第10条第1項第2号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第8号様式の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合に該当し、特定秘密の提供を行うものとし、当該特定秘密が同条第1項第1号に掲げる業務において利用するものとし、当該特定秘密の取扱いの業務を除く。）は、当該提供者が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行いうるものとする。
2 法第10条第2項の規定により特定秘密（同項第1号（イに係る部分を除く。）に該当する場合に該当して提供を受けたものを除く。）に掲げる場合に該当し、特定秘密文書等の交付について第23条第1項を適用する場合には、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号を含む。）は、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第33条第3項における特定秘密文書等の交付について第23条第1項を適用する場合には、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

において、第7条第2項の規定は、この場合に準用する。

4 令第8条第1項第2号の規定による通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間が満了したとおり、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）
第12条 前条第1項及び第2項の規定は、この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了表示」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第7号様式の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、この場合に準用する。
3 令第11条第1項第2号の規定により通知があつたときは、特定秘密管理者は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した第8号様式の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合に該当して特定秘密の提供を行いうとし、当該特定秘密が同条第1項第1号に掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものとし、当該特定秘密の取扱いの業務を除く。）は、当該提供者が我が国の安全保険に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行いうものとする。
2 法第10条第2項の規定により特定秘密（同項第1号（イに係る部分を除く。）に該当する場合に該当して提供を受けたものを除く。）に掲げる場合に該当し、特定秘密文書等の交付について第23条第1項を適用する場合には、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号を含む。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合に該当する場合には、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1号、第2号及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用に

については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 略

第38条～第40条 略 (候補者名簿等)	第38条～第40条 略 (候補者名簿等)	第41条 略 2 運用基準IV 3 (2) イに定める特定秘密管理者に対する通知は、第14号様式の書面 _____により行うものとする。 (適性評価の結果等の通知) 第42条 運用基準IV 4 (3) イ、(4) ウ及び7 (2) アに定める通知は、第15号様式の書面 _____により行うものとする。	第41条 略 2 運用基準IV 3 (2) イに定める特定秘密管理者に対する通知は、第14号様式の書面を <u>交付すること</u> により行うものとする。 (適性評価の結果等の通知) 第42条 運用基準IV 4 (3) イ、(4) ウ及び7 (2) アに定める通知は、第15号様式の書面 <u>交付すること</u> により行うものとする。	第43条～第47条 略 (適性評価の実施状況についての報告) 第48条 適性評価実施責任者は、毎年度少なくとも1回、運用基準V 5 (1) (ク) から(サ)までに掲げる事項を山梨県公安委員会に報告するものとする。	第43条～第47条 略 (適性評価の実施状況についての報告) 第48条 適性評価実施責任者は、毎年度少なくとも1回、運用基準V 5 (1) (ク) から(サ)までに掲げる事項を山梨県公安委員会に報告するものとする。	第49条～第52条 略 (補則) 第53条 この訓令の実施に關し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者が、 <u>それぞれ</u> 定めることができる。	第49条～第52条 略 (補則) 第53条 この訓令の実施に關し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者が、 <u>それぞれ</u> 定めることができる。	第54条 略 附 則 略 別表(第37条関係)	第44条第1項 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行なうことができる者の中から特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 _____ _____ _____	第44条第1項 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行なうことができる者の中から特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 _____ _____ _____
-------------------------	-------------------------	--	---	---	---	--	--	-------------------------------	---	---

